

委員長日誌

第4号 04/09/21



労働法は難しいのか？

日本プロ野球選手会のストライキの法律問題・1

これ程、国民的な支持をえたストライキは、戦後あったらどうか。20日夜の報道番組を見ながら、そんなことを考えた。なぜ、国民（その多くは労働者であるが）は、このストライキを支持するのか、そのことも考えてみたい。しかし、ここでは、法律問題に限定して、いくつかの論点を指摘しておく。それらは、国立大学法人の組合活動にとっても共通した法律問題である。他山の石としてはならない。

法律問題・その1 <労働組合法上の労働者>と<労働保護法上の労働者>との区別

この二つの区別が決定的に重要である。プロ野球選手は、憲法・労組法上の労働者であるが、労働基準法をはじめとする労働保護法上の労働者ではない。プロ野球選手は、労働組合を結成し、使用者に団体交渉を要求し、ストライキを行い、その要求の実現をめざしてたたかう法律上の権利をもっている。しかし、時間外労働や休日労働などについて、労働基準法のルールは適用されない。労基法が認める労働者保護のための権利は、プロ野球選手に与えられていない。

この<二つの労働者性>の区別ができていないことが、オ・ナ・や球団代表など経営者側の根本的な問題であった・ある。それを助長したのが、コミッショナ・根来氏のメモであったようである（報道ステーション）。曰く、「プロ野球選手は、労働者であると同時に、事業主でもある、だから、ストライキなどは自重しなさい」という趣旨であったという。プロ野球選手が事業主として税法上の取扱いを受けるのは、プロ野球選手が労基法上の労働者でないから、いわゆる「年俸」を賃金と評価されず、事業収入と評価されて課税されるからである。このことと、プロ野球選手が、労働組合を結成して活動することができる労働者であるということとは、まったく別の法律問題である。検察官僚であった根来氏も、労働法には無知であった。問題は、その無知さ加減を自覚しないで各球団代表にメモを配付して、各球団代表を勇気づけてしまったことである。違法ストだから、選手会と交渉する必要もないし、ストをやったら損害賠償をすればいい、と球団側は自信をもった、とテレビ番組では解説されていた。

だが、この問題は、東京高等裁判所によって軌道を修正された。合併問題での仮処分申請を却下したが、プロ野球選手の団体交渉権とストライキ権を確認し、プロ野球機構側に不誠実交渉があると認定し、高潔な法曹経験者もいるから事態は正常に向かうであろうと、無知なる根来氏に強烈な皮肉まで投げたのであった（この仮処分問題も解説しなければならないが、ここではできない。選手会が負けたと報道されているが、ことは総単純ではない。仮処分制度という枠のなかでは、選手会の主張が退けられたに過ぎないのだ。）

こうして、プロ野球選手と選手会とが、対等平等な労使関係の当事者として、団体交渉の場で、プロ野球機構と向かい合う法律的な確固とした条件ができたのである。あとは、プロ野球選手会の要求に正当性と適法性があるかである（この問題は、日誌第3号に書いたことに関連しているので、もう一度見てほしい）。まだまだ、つづく。

[法律家の社会的責任を考えながら 04/09/21 深夜記]